

学校法人高松学園 役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人高松学園の役員（理事・監事・評議員）の役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬の額)

第2条 役員報酬の額は、次の額に定め、概ね5年ごとに額の改定を行うものとする。

理事長 年額 222,742円

理事 年額 222,742円

監事 年額 222,742円

評議員 年額 55,686円

ただし、二つ以上の役員を兼務する場合は、年額の多い役員報酬のみ支給する。

(役員報酬の支給)

第3条 役員報酬は毎年12月に支給する。

(規程の改廃)

第4条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(1) 平成11年4月1日一部改定

(2) 平成28年12月9日一部改定

学校法人高松学園 役員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人高松学園の役員(理事・監事・評議員)が退職した場合の退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、在職1年につき退職の年度におけるその者の役員報酬年額の100分の20を乗じて得た額とする。

(退職金の支給)

第3条 退職金は退職した年度の3月までに直接本人に支給する。ただし、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は次によるものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子・父母・孫
- (3) 祖父母・兄弟姉妹

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。